


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年2月4日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
神戸市有野更生農業協同組合森林管理プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会(ヒョウゴケンシンリンクミアイレンゴウカイ)		
住所	〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-5-18		
代表者氏名	石堂則本	代表者役職	
担当者氏名	浦上 尚己	担当者 所属部署・役職	環境ビジネス推進室 室長
担当者 E-mail	hyogomori@hyogomori.jp	担当者電話番号	078-341-5082
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	神戸市有野更生農業協同組合		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会(ヒョウゴケンシンリンクミアイレンゴウカイ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクトの対象地を含む六甲山は海に面した神戸の市街地と戦後、開発された貴重な緑地であるとともに、北摂山系の山々につながり、背後には丹波山地系に連なる山々が控えています。</p> <p>六甲山の私有林は明治以前には木材生産や薪炭材利用の場として活用されていましたが、木材価格の低迷や都市化の進展、さらに森林管理を担っていた所有者の高齢化などがあいまって、放置森林も増えており、これらの私有林の森林整備の推進が求められています。</p> <p>現在の六甲山においては、林業中心の山とは異なる点も多いですが、森林の整備が遅れているという現状は、全国の森林と共通の課題を有しておりますが、森林所有者における森林整備費の負担は大きくなっています。そのため、適切な森林整備が行われていない森林が多くなる中、本取組を行うことで、更なる私有林の整備に繋げていくことを本プロジェクトの目的としています。</p> <p>本プロジェクトは、全体総括、モニタリング計画書、モニタリング実施者、モニタリング報告書の作成者として兵庫県森林組合連合会、森林所有者・森林施業実施者の神戸市有野更生農業協同組合の二者で「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」に取り組むこととしています。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>プロジェクト実施地は、森林法第 5 条に規定される地域森林計画に定められた森林で、森林施業計画において主伐や転用は計画されておらず、2007 年 4 月 1 日以降に計画に基づき施業された森林であり、加古川地域森林計画書、神戸市森林整備計画書にもとづいて森林施業計画書を作成・認定のうえ施業しているため、市が定めた間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法で間伐が実施されている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連法令については、森林・林業基本法及び森林法があるが、森林・林業基本法第 9 条について、森林所有者は森林の整備・保全に努めている。また、森林法第 5 条及び第 11 条について、当該森林は第 5 条地域森林計画に定められた森林であり、第 11 条に定められた森林施業計画について神戸市長の認定を受けている。</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐年数	導入時期	備考
パーテックスIV	Haglof 社	5 年	2009 年7月	樹高測定
Trimble GPS Pathfinder SB	Trimble 社	5 年	2009 年7月	緯度経度測定/プロット設置、測 量/樹種界・林齢界測量
TruPulse 360b	LASER TECHNOLOGY 社	5 年	2009 年7月	測量/プロット設置
Assist office 森 林版	(株)ジッタ	5 年	2009 年 7 月	測量ソフト
直径巻尺	ムラテック KDS(株)	2 年	2009 年7月	直径測定

【モニタリング方法】

モニタリングはガイドラインに基づいた方法で行う。また地位特定のためのモニタリングプロットの設置は、ガイドラインに基づき下記のとおり行う。

- ①30haあたりに1箇所、樹種ごとに小班を抜き出し、設置する。
- ②小班が斜面に位置している場合は中腹に、斜面がない場合は小班の中心部分にモニタリングプロットを設置する。
- ③モニタリングプロットは、その小班の平均的な林相・地形を持つ箇所を選ぶ。

④モニタリングプロットは正方形で、1辺の長さがその小班における最大樹高以上とする。また、正方形プロットが設置できない場合は、現地地形状況に応じて、最大樹高のプロットを設置した面積以上となるような長方形プロットを設置する。また、長方形プロットが設置できない場合は、直径が最大樹高以上となるような円形プロットを設置することとする。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

当プロジェクトは、森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論に基づき、グロスネット計上方式により森林経営活動による森林吸収量を算定しており、方法論に準拠している。

【モニタリング体制】

プロジェクト事業者である神戸市有野更生農業協同組合が作成した森林施業計画書に基づいて、プロジェクト代表事業者である兵庫県森林組合連合会がモニタリングを実施する。モニタリング結果を受けて兵庫県森林組合連合会の吸収量算定担当者がデータを集約し、報告書を作成する。報告書確認者は兵庫県森林組合連合会環境ビジネス推進室長、責任者は参事、承認者は専務理事とする。

また、市町村森林整備計画は神戸市より、収穫予想表・林分材積表及び地域森林計画書は兵庫県林務課よりデータ提供を受ける。

【QA / QC 体制】

教育・訓練については兵庫県森林組合連合会が組織内及び養父市森林組合に対して、モニタリング体制等について教育を行い、品質の維持に努める。

		<p>文書保存期間については平成 35 年 3 月 31 日までとし、電子データは定期的なバックアップを行うこととする。また、データの確認は、吸収量算定担当者が二度入力により、入力ミスがないか確認する。更に適切な処理がなされているか、内部監査員を任命し、内部監査を行う。</p> <p>測定機器の管理については、J-VER 調査担当者がモニタリング前に機器の点検を行い、その実施結果を残すこととする。</p>					
プロジェクト実施場所		<p>神戸市北区有野町唐櫃水無山 4509-1 神戸市北区有野町唐櫃六甲山 4512-528、4512-1</p>					
<small><方法論 R001・R002・R003 のみ></small> プロジェクト対象面積		17.02ha					
プロジェクト期間		2009 年 12 月 1 日 ~2013 年 3 月 31 日(3 年 4 ヶ月)					
クレジット期間		2009 年 12 月 1 日 ~2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始届提出日		2013年1月8日					
妥当性確認終了日		2013年2月4日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	0	28	91	93	90	302
適用モニタリング方法ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.2</p>					
適用方法論		方法論番号	R001 ver.6.2				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)				
ダブルカウントの防止措置							

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	兵庫県森林組合連合会	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています</p> <p> 類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p> 理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

【② 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
 ホームページ URL: http://www.hyogomori.jp/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【③ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他
 具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄
特になし

以上